

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の改正について（概要）

1. 目的・理由

国の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の一部改正に伴い、本市でも「日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「日田市番号条例」という。）」を改正したので、これに準じて日田市番号条例施行規則を改正するものです。

- ① 国民年金法による年金給付等の事務及び特定個人情報を追加。
- ② 障害者総合支援法による自立支援給付等の事務の特定個人情報に介護保険給付等関係情報等を追加。
- ③ 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務の特定個人情報に年金給付等関係情報を追加するなど、その他所要の改正を行うこと。

2. 内容

① 第26条の2 国民年金法による年金給付若しくは保険料に関する事務

上記の事務の追加と情報連携可能な特定個人情報に住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報を追加するもの。

② 第41条 障害者総合支援法による自立支援給付又は地域生活支援事業に関する事務

上記の事務と情報連携可能な特定個人情報から介護保険給付等関係情報、障害児通所支援に関する情報を削除するもの。

③ 第48条 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務

上記の事務と情報連携可能な特定個人情報に年金給付若しくは保険料に関する情報を追加するもの。

3. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由 上位法令（法律別表第2の主務省令）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うもの。